

第43回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

議事概要

議題 「裁判手続のIT化について（民事裁判を中心に）」

1 開催日時

令和4年7月20日(水)午後1時30分から午後3時10分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

3 出席者等

(1) 地方裁判所委員会委員

青沼良憲、芦田廣康、片野美紀子、片山信、作原大成、沢田和泰、清水政秀、曾我寛人、高橋正明、武部雅充、西山育彦、長谷川浩二（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

川北功（判事補）、河端英也（地方裁判所民事首席書記官）、石丸勝也（地方裁判所主任書記官）、樽本光弘（地方裁判所事務局長）

(3) 庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され、挨拶をした。

(2) 議事の進行について

高木順子委員長が転出したため、片山信地方裁判所委員会委員長代理が議事を進行した。

(3) 委員長の互選

委員の互選により、長谷川浩二委員が地方裁判所委員会委員長に選任された。

以後の議事については、長谷川浩二委員長が進行した。

- (4) 前回委員会で出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

- (5) 裁判所からの説明等

裁判所から、民事訴訟手続のIT化の状況、ウェブ会議の運用状況等についての説明を行った後、民事訴訟手続のウェブ会議のデモンストレーションを行った。

- (6) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

- (7) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和5年2月10日（金）午後1時30分から午後3時00分まで

イ 議題

裁判員制度の広報の在り方について

別 紙

報 告 要 旨

前回（令和4年1月27日）開催の地方裁判所委員会において、裁判所から調停委員候補者に依頼する際、調停委員の仕事は社会貢献や人間関係の調整のスキルの向上につながり、やりがいのある仕事であるという点を訴えかけていくのが良いのではないかという御意見をいただいた。今後も引き続き調停委員の必要性、やりがい等を多くの方々に認知していただけるようアピールしていきたい。

別 紙

発 言 要 旨

委 員： デモンストレーションで使用していたT e a m s は民間企業でも活用しているものである。当社でもデジタル化を進めており、リモートワークが進んでいる。リモートワークは会社への移動のために拘束される時間が無くなるというメリットがあるが、民事訴訟のウェブ会議においても、裁判所に出向く時間が無くなるので、関係者の仕事の効率化という面で非常に良いものだと思うし、ウェブ会議で行われる内容も、実際に裁判所に出向いて行われる場合に比べても遜色ないのだろうという印象を受けた。

参加者のネットワーク環境によっては、遅延が生じたり、画面が固まってしまうケースがあるので、ネットワーク環境等を整えていく必要があると思う。

当社では非常に顧客情報を厳格に扱っており、顧客情報をアップロードしてはいけないことになっているが、先ほどのデモンストレーションでは、和解案をアップロードするという話が出ていたので、その点が気になった。

委員長： 情報セキュリティの点について指摘があったが、この点について裁判所から補足はあるか。

説明者： ウェブ会議に使用しているT e a m s は、一般的なセキュリティレベルが十分に確保されている。また、なりすまし防止のための本人確認も行っている。情報セキュリティについては常に意識していかなければならないと考えており、改善すべき点があれば改善していきたい。

委 員： 高齢者や障害者への対応はどのようになっているのか。

説明者： 現在、ウェブ会議は弁護士を中心に実施しているが、民事訴訟法の改正によりこれから訴訟手続が変わっていき、当事者本人が訴訟手続を行

うということも想定されるので、一般の方に対するフォローを関係機関と連携しながら進めていきたい。具体的に現時点でお示しできるものはなく、今後の検討課題である。

委員長： 現段階では、弁護士が付いている事件だけウェブ会議を実施しているという理解でよいか。

説明者： そのとおりである。

委員： 大学においても Teams を利用して講義を行っており、大学のアカウントを持っていないとアクセスできないという仕様になっている。ネットワーク環境が悪いところで接続している学生は通信が途切れ途切れになるということがある。

ウェブ会議のツールを利用し、釧路にいながら国内や海外の学会に参加できるようになった。ただし、例えば懇親会など交流の場がなくなり、外部の人とのネットワークが築けなくなってしまうことが、オンラインに特化した場合の弊害かと思う。

委員長： 委員から、ウェブ会議ばかりだと人的なネットワークが築けないという指摘があったが、この点についてはどうか。

説明者： 訴訟の性質上、原告と被告が双方揃っていれば手続はできるので、直接対面できないことによる人的なネットワーク関係が問題になることはない。

委員： デモンストレーションを見て、想像よりもスムーズに手続が進行しているという印象を受けた。これは、書記官が Teams の操作をスムーズに行っていたからだと思うので、ウェブ会議における書記官の役割は大きいと感じた。

市役所ではデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進方針を策定しており、「スマートフォンの中に市役所がある」という基本理念を掲げている。ほとんどの方がスマートフォンを持っていると思うが、

いつでもどこでも利用できるスマートフォンの利点を活かして、スマートフォンで各種手続ができ、知りたい情報を得ることができるという、市役所に行かなくても行政サービスを享受できるような環境整備を目指している。「市民ファースト」と「行政のスマート化」という基本方針の下、デジタル化ができるところから着手しており、市民にとっても利便性が向上し、職員にとっても効率的で業務が改善されるという、「Win-Win」の関係を目指している。

委員長： 市役所内で、デジタル化の取組に対し抵抗するような職員はいなかったのか。

委員： 比較的、高齢の職員はデジタル化に抵抗感があったが、デジタル化は時代の流れでもあるし、利便性を向上させるために市長がDXを推進していることから、強く抵抗するという職員はいない。

委員： 従来の民事訴訟では、当事者が裁判所に出向いて、一方が裁判官と話をしている間、もう一方は控室で待機するという形の和解協議をしたり、争点整理案をファックスで受け取ってから検討するという方法を取っていたが、ウェブ会議で交互に話をしたり、争点整理案や和解案がアップロードされ、そこに当事者が対案等を書き込んで、相手方にも見てもらうことができるというのは、これまでできなかったことであり、IT技術により利便性が向上した点だと思う。

また、遠隔地の裁判所に出向く場合は、行くだけで旅費や宿泊費が掛かるし、地元の裁判所でも移動時間が必要になることから、ウェブ会議によりそれらが全く掛からないことは効率的だと思う。

ウェブ会議は画面上で裁判官等の顔を見ることができるので、電話会議よりもコミュニケーションがとりやすいと思うし、依頼者もどういった人が裁判官なのかが分かるので、裁判官と話しやすいのではないかと思う。一方で、あまりにも効率が良すぎると、隙間時間にどんどん期日が

入ってしまい、仕事が増えて大変なので、ある程度余裕を持って期日が入っている方がよいと感じた。

委員長： 委員から指摘があった点について、裁判所からの説明はあるか。

説明者： 裁判では効率も重要だが、審理の内容も重要である。無駄な時間は削りつつ、審理の充実を図るとというのが最終的な目標だと考えており、そのためには当事者や弁護士から十分に事情を聴いた上で、資料を集めるというのは必要な時間であることから、効率化と審理の充実をうまく両立できるよう、事件の性質に応じて裁判所も工夫していく必要があると考える。

委員： 今回のデモンストレーションを見て、裁判所もとうとうここまで来たかと驚いて感心している。裁判というと、敷居の高いという印象を持っていたが、ウェブ会議を活用することで裁判が手軽かつ身近になり、いいことづくめだと思う。今後はウェブ会議やリモートが当たり前の世界になっていくと思うので、裁判所もこの波に乗り遅れないようにして、どんどん前に進んでいくべきだと思う。

委員： 今後の検討課題である、高齢者や障害者等への対応は、ぜひ解決に向けて進めていただきたい。

現在、オンラインで会議や研修が行われることが多いが、釧路にいながら日本中の方々の話を聞いたり、課題を解決できたり、意見交換もできたりして、大変便利な世の中になったと思う。一方で、回線の都合で何度も会議が中断するということがあり、課題だと感じる。

また、移動時間が無くなった分、会議や他の仕事が詰め込まれてしまうことが問題である。車の両輪のように、人と人とのつながりを大切にしながら、デジタル化を進めていくことがベストではないかと思う。

委員： コロナ禍になってからウェブ会議を利用しているが、参加者の発言が聞き取りにくかったり、映像が止まってしまったり、時間の制約があっ

て、本来話したかったことを十分に話せないという点は問題であると思う。

委員： 将来的に本人訴訟でウェブ会議が実施される場合、T e a m s を使い慣れていない当事者もいると思われるし、ネットワーク環境等もそれぞれ異なるので、当日やってみたら接続できないという事態も考えられることから、前もって動作の確認ができるようにした方が良いと思う。

また、画面に映っていないところで当事者がスマートフォンを使い、外部の者と接続できるようなことが可能ではないかと思った。

説明者： 現在、初めて接続する方に対しては、事前に接続練習を実施している。また、当日どうしてもウェブ会議に接続できない場合は、電話会議システムを利用し、一方は電話会議で、一方はウェブ会議で接続するという形で実施するというバックアップ体制を採っており、予定されていた裁判の期日が実施できずに終わるといったことはないように対応している。

また、ひそかにスマートフォン等を使って代理人ではない人と連絡を取り、アドバイスをもらうということは物理的には可能かもしれないが、今のところは接続後に出席者を確認し、関係者以外が在室していないことを確認した上で期日を開始している。

委員： 実際に裁判所に行かなくても裁判に参加できるというのはメリットが非常に大きいと感じる。現在は途中で回線が切れたり、少ない回線を確保するのに苦労するという面もあるが、今後の技術の発展とともに少なくなっていくだろうし、どんどん便利になっていくと期待している。今後、ソフト面でもハード面でも問題点を洗い出して、一つずつ問題を解決していったら、司法の世界がより便利になり、国民の皆さんに使いやすいものになっていったらよいと思う。